

秋田県告示第256号

秋田県営観光レクリエーション施設条例（平成4年秋田県条例第36号）第12条第1項の規定により、次のとおり秋田県営観光レクリエーション施設の利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県営観光レクリエーション施設の利用料金は、令和7年5月1日から適用する。

令和7年4月25日

秋田県知事 鈴木 健 太

1 秋田県営鳥海観光宿泊センター

(1) 休憩室、多目的ホール等

区 分		使用の単位	利用料金の額
浴室	小学校児童及び中学校生徒	1人1日につき	350円
	一般		600円

備考

- 1 この表における「小学校児童及び中学校生徒」には、これらの者に準ずる者を含むものとする。
- 2 浴室の利用料金は、宿泊者以外の者が浴室を使用する場合に徴収するものとする。